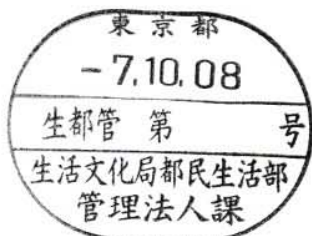


令和07年10月08日

東京都知事 殿

郵便番号 101-0062

東京都千代田区神田駿河台二丁目4番4号



特定非営利活動法人 アジアの誇り・プレアビヒア日本協会

代表者氏名 伊藤一正

電話番号 03-5259-5070

ファクシミリ番号 03-5259-5073



定款変更届出書

下記のとおり定款を変更したので、特定非営利活動促進法第25条第6項（同法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、届け出ます。

記

1 変更の内容	(1) 特別顧問等の表記の追加変更について 「第3章役員等（特別顧問等）第18条の表記を以下に条文変更。「本会に会長、特別顧問および顧問（特別顧問等と称する）を置くことができる。」
2 変更の理由	(1) 特別顧問等の表記の追加変更
3 変更の時期	令和07年6月22日から

備考

- 1 1には、変更した定款の条文等について、変更後と変更前の記載の違いを明らかにした新旧条文等の対照表を記載してください。
- 2 この届出書に以下の書類を添付してください。
 - (1) 変更後の定款
 - (2) 当該定款の変更を議決した社員総会の議事録の謄本
- 3 特定非営利活動促進法第52条第1項（同法第62条において準用する場合を含む。）の規定により届け出る場合は、「特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地」欄に都内における事務所の所在地を併記してください。

特定非営利活動法人 アジアの誇り・プレアビヒア日本協会定款

新旧対照表

旧	新
第 3 章 役員等 (特別顧問等) 第18条 本会に、特別顧問および顧問(特別顧問等と称する)を置くことができる。	第 3 章 役員等 (特別顧問等) 第18条 本会に会長、特別顧問および顧問(特別顧問等と称する)を置くことができる。